

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 商工観光課

（1）補助金の内容

名 称	浦安市中小企業退職金共済掛金補助金		
交 付 開 始 年 度	昭和52年度	終了予定年度	
交 付 先	勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結した市内に事業所を有し、かつ、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	中小企業における退職金制度の普及を図る「中小企業退職金共済」への加入を促進することで、市内中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定、中小企業の振興と発展に寄与することを目的とする。		
対 象 事 業 の 内 容	事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構と締結した「退職金共済契約」に基づき、当該団体に対して負担する掛金の一部に対し、交付期間3年間、一人年額2万円を限度として補助する制度で、「浦安市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱」により補助金の交付を行う。		
形 態	☒ 事業補助 ☐ 運営補助 ☐ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☐ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期		
	内 容		
交 付 申 請	受領書類	☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書 ☒ その他（被共済者納付リスト、月別・個人別掛金納付内訳書・該当者の退職金共済手帳の写し・完納証明書）	
	確認内容	提出された書類から、交付要件に合致していることをチェックする。	
実 績 報 告	受領書類	☐ 事業報告書 ☐ 収支決算書 ☒ その他（交付請求書）	
	確認内容	申請時に交付要件に合致していること、掛金を支払っていることを確認済みであるため、交付決定額と同額の交付請求書となっていることを確認している。	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		特定の個人又は集団に利益をもたらす	中小企業者として福利厚生を充実させることは人材確保のうえで利点となるほか、従業員としては退職後の資金を確保できるといった利点がある。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	昨今では退職後の生活資金の問題や、企業の人手不足が深刻化しており、社会情勢に沿ったものである。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	中小企業退職金共済は国の制度であり、この制度への加入を促進するためには補助金を交付する手法が最も効果的である。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がないれば事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できる	各企業が独自に退職金を給付したり中小企業退職金共済制度に加入することは可能だが、資金の捻出が困難な中小企業者の経済的負担を軽減することで多くの加入を促すことができる。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや高い	退職金は退職後の生活の原資として重要でありながら、退職金制度が十分に整備されていない中小企業も多いことから、従業員である市民に対するニーズは高い。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや即している	退職金は退職後の生活の原資として重要であり、より多くの従業員が退職金を確実に受け取れる環境の実現を促すことになることから、市民ニーズに即している。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	本補助金を通じて共済制度への加入を促進することで、中小企業の福利厚生の充実による人材確保支援となるほか、従業員に対して、退職後の生活を支えることにつながる。
必要性	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	本補助金は特定の事業者の事業に対する補助金ではないため、補助期限を設けることは難しい。
必要性	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。
		はい	補助金の積算となる掛金については、中小企業退職金共済制度の事業本部を務める独立行政法人勤労者退職金共済機構から情報提供を受けており、交付申請の内容と情報を照会した上で交付額を積算している。

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	中小企業の従業員の福祉増進と地域企業の振興を図る観点から、施策との整合性はある。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
			規則で交付要件が定められていることから、要件に該当する事業者のみに補助金を交付している。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		設定済	新たに退職金共済制度に加入した従業員を有する中小企業者に対し、退職金共済契約を締結した日の属する月から3カ年、被共済者1人につき、退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して12カ月分の掛金納付額に100分の20を乗じた額を補助する。ただし、被共済者1人につき20,000円を限度とする。
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		申請事業者数、交付対象者数、補助金額により、退職金制度の加入及び普及状況を把握している。	
		評価	評価理由
		ある程度の効果をあげている	直近3か年の実績に基づき、評価している。 令和5年度 8,476千円 令和4年度 9,182千円 令和3年度 9,741千円
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	全国的な共済制度である中小企業退職金共済事業への加入を促進するための事業であり、委託等による実施は困難である。
	国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	独立行政法人勤労者退職金共済機構から送付される被共済者納付リスト、および退職金共済手帳等による払い込み実績により確認している。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

市川市や習志野市等において、同様の補助制度を実施している。補助対象額について、本市の上限額は他市よりも高い設定となっている。

（４） 補助金の課題

他自治体と比較すると、中小企業退職金共済金と特定退職金共済金の両方に補助する自治体は少なく、本市補助額や補助対象期間は手厚い状況にあり、妥当性を検証する必要がある。

（５） 所属長の総合評価

零細企業を中心に、小規模な事業者では独自で設けることが難しい退職金制度の普及につながる事業であり、労働者の福利厚生向上や企業の人材確保に資するものである。
その一方で、他市と比較すると補助限度額が高く、補助対象期間も長くなっていることから、今後、制度の見直しについて検討が必要である。

（６） 補助金の今後の方向性

☐ 現行のまま継続
☒ 見直しをしたうえで継続
☐ 廃止
☐ その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和８年度
見直しの内容	すでに支給している事業所への対応等も含め、類似事業である「特定退職金共済掛金補助金」と合わせ、補助限度額と補助対象期間の見直しを行う。

廃止の時期	
廃止の理由	